号外第12号

高知県公報

平成25年３月28日（木曜日）

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目２番20号
発行日
毎週２回
（火曜日・金曜日）

目　次

規　則　　ページ
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則
〈４・１掲示〉　1

規　則

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年４月１日（掲示済）

高知県知事　尾崎　正直

高知県規則第48号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。
第２条第21号中「、学長代理」を削る。
第３条の２の表中

「

危機管理指導監	危機管理に関する企画及び指導の事務
地震防災指導監	南海地震対策その他の防災対策に係る企画及び指導の事務
会計指導監	会計事務の適正化に関する企画及び指導の事務
職員健康推進監	職員の健康管理及び労働安全衛生に関する特に高度の専門的事務

」

を

「

職員健康推進監	職員の健康管理及び労働安全衛生に関する専門的事務
危機管理・防災指導監	危機管理及び防災対策に関する企画及び指導の事務
地震防災指導監	南海地震対策その他の防災対策に係る企画及び指導の事務
会計支援推進監	適正な会計事務に係る執行管理及び人材育成の推進に関する専門的業務

」

に改め、同表生活安全推進監の項中「特に高度の」を削る。
第３条の３の表中

「

畜産振興監	試験研究から生産、流通及び販売に至る一貫した畜産振興に関する事務のうち特に必要があると認められるもの
土木技術監	公共事業の実施に関する総合調整及び土木技術の管理等の総括事務

」

を

「

土木技術監	公共事業の実施に関する総合調整及び土木技術の管理等の総括事務
港湾振興監	港湾の管理及び振興に関する事務

」

に改める。

第14条第１項の表中「会計指導監」を「会計支援推進監」に改める。

別表第１の３の(6)のアの項及び３の(7)のアの項中「、職員健康推進監」を削り、同表３の(8)のウの項中「危機管理指導監」を「職員健康推進監、危機管理・防災指導監」に、「会計指導監」を「会計支援推進監」に改め、同表７の(2)のウの項及び７の(3)のイの項中「産業振興計画の推進」を「高知県産業振興推進総合支援事業費補助金」に、「補助金等に係る」を「補助金等のうち産業振興推進部の予算による」に改め、同表７の(9)の項を次のように改める。

(9)　利子補給契約の締結に関すること。			○					高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第４条各号のいずれかに該当するものについては、会計管理局長又は会計管理課長に合議する。

別表第１の９の(1)の項を次のように改める。

(1)　工事の施行決定及び予定価格の決定に関すること。	ア　１件の工事請負対象金額が５億円以上のもの	○							1　工事の施行決定については、財政課長に合議する。 2　事前に一括して箇所付けの決裁を受けているものの工事の施行決定及び予定価格の決定については、随意契約による場合を除き、部局長が専決する。 3　高知県財産規則第16条第１号に掲げる公有財産の取得及び同条第４号に掲げる普通財産の取壊しに該当するものについては、同条ただし書に該当するものを除き、総務部長及び管財課長に合議する。
	イ　１件の工事請負対象金額が３億円以上５億円未満のもの			○					1　建物等の施設整備に係る建設工事の施行決定については、財政課長に合議する。 2　高知県財産規則第16条第１号に掲げる公有財産の取得及び同条第４号に掲げる普通財産の取壊しに該当するものについては、同条ただし書に該当するものを除き、総務部長及び

								管財課長に合議する。
	ウ　１件の工事請負対象金額が２億円以上３億円未満のもの			○				１　建物等の施設整備に係る建設工事の施行決定については、財政課長に合議する。 ※ ２　高知県財産規則第16条第１号に掲げる公有財産の取得及び同条第４号に掲げる普通財産の取壊しに該当するものについては、同条ただし書に該当するものを除き、総務部副部長及び管財課長に合議する。
	エ　１件の工事請負対象金額が２億円未満のもの				○			１　建物等の施設整備に係る建設工事の施行決定については、財政課長に合議する。 ※ ２　高知県財産規則第16条第１号に掲げる公有財産の取得及び同条第４号に掲げる普通財産の取壊しに該当するものについては、同条ただし書に該当するものを除き、管財課長に合議する。

別表第１の11の（1）のオの項中「移築、移設、改造」を「維持管理」に改め、「工事費の」を削り、同表11の（2）のケの項を次のように改める。

ケ　その他用品等の管理					○			１　重要物品については、総務事務センター課長に合議する。 ２　課長が適当と認めるものについては、課長補佐等が専決する。

別表第１の11の（5）のイの項から11の（5）のエの項までを次のように改める。

イ　指定管理者の候補者の決定			○				総務部長 政策企画課長 法務課長 行政管理課長 財政課長	
ウ　指定管理者との協定の締結			○				行政管理課長 財政課長 会計管理課長	別に定める標準書式により協定を締結するものについては、会計管

								理課長の合議を省略することができる。
エ　ウのうち年度ごとの定例的なもの					○		会計管理課長	1　当初の計画から金額を変更するものについては、財政課長に合議する。 ※ 2　別に定める標準書式により協定を締結するものについては、会計管理課長の合議を省略することができる。

別表第１の12の(18)の二の項中「補償、補塡及び賠償金」を「補償、補塡及び賠償金」に改め、同表12の(18)のノの項を次のように改める。

ノ　積立金			○					1　運用益の積立てについては、課長が専決する。 2　施行伺等により事前に意思決定されたものについては、課長が専決することができる。

別表第１備考３中「畜産振興監、土木技術監」を「土木技術監、港湾振興監」に改め、同表備考10を同表備考11とし、同表備考９を同表備考10とし、同表備考８を同表備考９とし、同表備考７を同表備考８とし、同表備考６を同表備考７とし、同表備考５中「理事（運輸交通政策担当）」を「理事（中山間対策・運輸担当）」に改め、同備考を同表備考６とし、同表備考４中「危機管理指導監」を「職員健康推進監、危機管理・防災指導監」に、「会計指導監」を「会計支援推進監」に改め、同備考を同表備考５とし、同表備考３の次に次のように加える。

４　企画監、職員健康推進監及び会計支援推進監の所掌する事務のうち、あらかじめ理事又は部局長が指定するものに係るこの表の規定の適用については、「決裁権者」欄の「課長」とあるのは、当該職と読み替えるものとする。

別表第２の20の項中「管理」を「管理（行政財産の目的外使用の許可については、高知県財産規則第31条第３項ただし書に該当するものに限る。）」に改め、同表21の項を次のように改める。

21　所掌に属する物品の管理（重要物品の貸付けを除く。）並びに普通物品の取得及び処分に関すること。	○		軽易なものについては、次長等が専決することができる。

別表第２の24の項を次のように改める。

24　所掌に属する収入（東京事務所、大阪事務所及び名古屋事務所にあっては、「こうちふるさと寄附金」に係るものを含む。）の徴収に関すること。	○		〃

別表第３の１の(3)の表４の(2)の項中「第13条第１項」を「第13条の22第１項」に改め、同表１の(4)の表２の(2)の項中「別表第１の３の(13)」を「別表第１の３の(14)」に改め、同表の１の(8)の表１の(5)の項中「第72条の49第６項ただし書及び第７項」を「第72条の48の２第７項ただし書及び第８項」に改め、同表の１の(9)の表９の項中「第６条第１項及び同条第６項において準用する同条第１項」を「第６条第４項及び同条第７項において準用する同条第４項」に改め、同表の３の(3)の表１の(2)の項を次のように改める。

(2)　医療機能情報に関する報告の受理及び当該報告事項の公表（医療政策・医師確保課が所掌する事項を除く。）（法第６条の３第１項、第２項及び第５項）	ア　病院に係るもの					○					
	イ　診療所及び助産所に係るもの								○		保健所長
	ウ　高知市の区域に係るイの事項に関すること。					○					

別表第３の３の（３）の表９の(15)の項を削り、同表の３の（３）の表９の(16)の項中「(15)」を「(14)」に改め、同項を同表の３の（３）の表９の(15)の項とし、同表の３の（５）の表14の（２）の項中「第５条第19項」を「第５条第23項」に改め、同表の４の（２）の表１の（６）の項中「第18条の２第１項」を「第18条の２第２項」に改め、同表の４の（２）の表１の（９）の項中「第29条第１項及び第２項」を「第29条第１項から第３項まで」に改め、同表の４の（２）の表１の(10)の項中「第29条第４項」を「第29条第11項」に改め、同項を同表の４の（２）の表１の(11)の項とし、同表の４の（２）の表１の（９）の項の次に次のように加える。

(10)　有料老人ホームの設置者等に対する報告の徴収及び立入検査（法第29条第９項）					○					

別表第３の４の（２）の表１の項に次のように加える。

(12)　（１）から(11)までの事項以外の法に関すること。					○					

別表第３の４の（２）の表８の（２）の項中「第70条第５項」を「第70条第６項」に改め、同表の４の（２）の表８の（３）の項中「第70条第２項から第４項まで」を「第70条第２項、第４項及び第５項」に改め、同表の４の（２）の表８の(25)の項中「法」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の２第１項の規定によりなお効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下この項において「旧法」という。）」に改め、同表の４の（２）の表８の(26)の項から８の(29)の項までの規定中「法」を「旧法」に改め、同表の４の（２）の表８の(35)の項中「第118条第１項及び第６項」を「第118条第１項及び第７項」に改め、同表の４の（２）の表に次のように加える。

９　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　喀痰吸引等業務の登録（法第48条の３）					○					
	（２）　登録喀痰吸引等業事業者からの変更等の届出の受理（法第48条の６第１項及び第２項）					○					
	（３）　登録喀痰吸引等業事業者の登録の取消し等（法第48条の７）					○					
	（４）　登録喀痰吸引等業事業者に対する報告の徴収及び立入検査（法第48条の９において読み替えて準用する法第19条及び第20条第１項）					○					
	（５）　登録研修機関の登録及び当該登録の更新（法附則第４条第２項及び第９条第１項）			○							
	（６）　登録研修機関からの変更、業務規程及び業務の休廃止の届出の受理（法附則第11条、第12条第１項及び第13条）					○					
	（７）　登録研修機関に対する適合命令、改善命令及び登録の取消し等（法附則第14条から第16条まで）			○							
	（８）　登録研修機関に対する報告の徴収及び立入検査（法附則第18条において読み替えて準用する法第19条及び第20条第１項）					○					
	（９）　特定行為業務の登録（法附則第20条第１項）					○					
	(10)　特定行為業務の登録を受けた者に対する報告の徴収及び立入検査（法附則第20条第２項において読み替えて準用する法第19条及び第20条第１項）					○					
	(11)　（１）から(10)までの事項以外の法に関すること。					○					

別表第３の４の（３）の表２の項を次のように改める。

２　児童福祉法（以	（１）　障害児入所給	ア　額の決定及び支給								○		児童相談所長

下この項において「法」という。）に関する事務	付費に関すること。	（法第24条の2）									（高知県中央児童相談所にあっては、副参事の職を兼ねる高知県立療育福祉センター長が専決することができる。）
		イ　支給の要否の決定（法第24条の3第2項）							○		〃
		ウ　入所受給者証の交付（法第24条の3第6項）							○		〃
		エ　支給の決定の取消し及び入所受給者証の返還の求め（法第24条の4第1項及び第2項）							○		〃
		オ　アからエまでの事項以外の障害児入所給付費に関すること。				○					
		（2）　指定障害児通所支援事業者の指定等（法第21条の5の3第1項並びに第21条の5の15第1項及び第2項）			○						
		（3）　指定障害児通所支援事業者の指定の更新等（法第21条の5の16第1項並びに同条第4項において読み替えて準用する法第21条の5の15第1項及び第2項）			○						
		（4）　指定障害児通所支援事業者からの変更等の届出の受理（法第21条の5の19）				○					
		（5）　指定障害児事業者等に対する勧告及び措置命令等（法第21条の5の22第1項から第4項まで）			○						
		（6）　指定障害児通所支援事業者の指定の取消し等（法第21条の5の23第1項）			○						
		（7）　指定障害児入所施設の指定等（法第24条の2第1項並びに法第24条の9第1項及び同条第2項において読み替えて準用する法第21条の5の15第2項）			○						
		（8）　指定障害児入所施設の指定の更新等（法第24条の10第1項及び同条第4項において読み替えて準用する法第24条の9第			○						

	２項）									
	(9)　指定障害児入所施設の設置者からの変更の届出の受理（法第24条の13）				○					
	(10)　指定障害児入所施設の設置者に対する勧告及び措置命令等（法第24条の16）			○						
	(11)　指定障害児入所施設の指定の取消し等（法第24条の17）			○						
	(12)　指定障害児入所施設等の利用についてのあっせん及び調整並びに指定障害児入所施設等の設置者に対する要請（法第24条の19第２項）							○		児童相談所長（高知県中央児童相談所にあっては、副参事の職を兼ねる高知県立療育福祉センター長が専決することができる。）
	(14)　障害児入所医療費に関すること。				○					
	(15)　報告及び送致のあった児童の入所措置及び指定医療機関に対する児童の入所委託（法第27条第１項第３号及び第２項並びに第31条第３項）							○		児童相談所長（高知県中央児童相談所にあっては、副参事の職を兼ねる高知県立療育福祉センター長が専決することができる。）
	(16)　児童福祉施設に入所し、及び指定医療機関に入院した児童並びに満18歳に達した後において児童福祉施設に在所し、及び指定医療機関に在院する者に係る届出の受理（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第27条）							○		〃
	(17)　児童の一時保護の委託（法第33条第２項）							○		〃
	(18)　その負担能力に応じ徴収する費用の額の決定（法第56条第２項）							○		〃
	(19)　不服審査に関すること。			○						
	(20)　(1)から(19)までの事項以外の法に関すること。					○				

別表第３の４の(3)の表６の(1)の項中「第36条第１項、第３項及び第４項」を「第29条第１項並びに第36条第１項、第３項及び第５項」に、「第36条第３項及び第４項」を「第36条第３項及び第５項」に改め、同表の４の(3)の表６の(2)の項中「（法」を「（法第29条第１項並びに」に改め、同表の４の(3)の表６の(3)の項中「指定相談支援事業者」を「指定一般相談支援事業者」に、「第40条において読み替えて準用する法第36条第１項、第３項及び第４項」を「第51条の14第１項並びに法第51条の19第１項及び同条第２項において読み替えて準用する法第36条第３項」に改

め、同表の４の(3)の表６の(4)の項中「指定相談支援事業者」を「指定一般相談支援事業者」に、「第36条第１項、第３項及び第４項、第38条並びに第39条」を「第36条第１項、第３項及び第５項並びに第38条並びに法第51条の21第１項並びに同条第２項において読み替えて準用する法第41条第２項及び第51条の19」に改め、同表の４の(3)の表６の(5)の項中「指定相談支援事業者」を「指定一般相談支援事業者」に、「第46条第１項及び第２項」を「第46条第１項及び第２項並びに第51条の25第１項及び第２項」に改め、同表の４の(3)の表６の(7)の項中「指定相談支援事業者」を「指定一般相談支援事業者」に、「第49条」を「第49条第１項から第５項まで並びに第51条の28第１項及び第３項から第５項まで」に改め、同表の４の(3)の表６の(8)の項中「指定相談支援事業者」を「指定一般相談支援事業者」に、「並びに同条第３項及び第４項において準用する同条第１項」を「及び同条第３項において読み替えて準用する同条第１項並びに法第51条の29第１項」に改め、同表の４の(3)の表６の(21)の項中「相談支援事業」を「一般相談支援事業、特定相談支援事業」に改め、同表の４の(3)の表６の(24)の項中「第89条第１項及び第５項」を「第89条第１項及び第６項」に改め、同表の４の(3)の表８の(2)の項中「障害者雇用支援センター及び」を削り、「指定」を「指定及び当該指定の取消し」に、「第33条」を「第32条第１項」に改め、同表の４の(3)の表８の項に次のように加える。

(3)　(1)及び(2)の事項以外の法に関すること。					○					

別表第３の４の(3)の表14の項を次のように改める。

14　高知県立療育福祉センターに関する事務	(1)　高知県立療育福祉センターが行う予防接種に係る使用料の額の決定（高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成11年高知県条例第３号）第４条第４項）								○		高知県立療育福祉センター長
	(2)　使用料等の減免（高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例第６条）								○		〃
	(3)　休所日の変更等（高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成11年高知県規則第23号。以下この項において「規則」という。）第２条ただし書）								○		〃
	(4)　障害児通所支援及び障害児相談支援に係る契約の締結（規則第４条第１項及び第２項）								○		〃
	(5)　障害児通所支援及び障害児相談支援に係る通所受給者証の内容の変更の届出の受理（規則第４条第３項）								○		〃
	(6)　短期入所に係る契約の締結（規則第６条第１項及び第２項）								○		〃
	(7)　短期入所に係る障害福祉サービス受給者証の内容の変更の届出の受理（規則第６条第３項）								○		〃
	(8)　通所特定費用の額の決定（規則第７条第２項）								○		〃
	(9)　障害児通所給付費の市町村に対する請求（規則第７条第３項）								○		〃
	(10)　肢体不自由児通所医療に要した費用の額から控除する額の決定（規則第８条第１項）								○		〃
	(11)　肢体不自由児通所医療費の市町村に対する請求（規則第８条第２項）								○		〃
	(12)　障害児相談支援給付費の市町村に対する請求（規則第９条第２項）								○		〃
	(13)　特定費用の額の決定（規則第10条第２項）								○		〃
	(14)　介護給付費の市町村に対する請求（規則第10								○		〃

	条第３項）										
	(15)　保護者等が負担すべき便宜に要する費用の額の決定（規則第11条）							○		〃	
	(16)　その経費を県に納付させる市町村の地域生活支援事業の決定（規則第12条）							○		〃	
	(17)　外来診療科目等の決定（規則第13条第１項及び第２項）							○		〃	
	(18)　障害児施設支援に要した費用の額の料金等の減免（規則第14条）							○		〃	
	(19)　高知ギルバーグ発達神経精神医学センターに係る業務に関すること。							○		高知県療育福祉センター長（高知県療育福祉センター長が適当と認めるものについては、高知ギルバーグ発達神経精神医学センター所長が専決することができる。）	
	(20)　(1)から(19)までの事項以外の高知県立療育福祉センターに関すること。					○					

別表第３の５の(1)の表に次のように加える。

7　高知県文化賞授与規則（平成７年高知県規則第104号。以下この項において「規則」という。）に関する事務	(1)　受賞者の決定に関すること。	○									
	(2)　高知県文化賞選定委員会の委員の委嘱に関すること。（規則第５条第２項）			○							
	(3)　(1)及び(2)の事項以外の規則に関すること。					○					

別表第３中５の(4)を削り、５の(5)を５の(4)とし、５の(6)を５の(5)とし、同表の６の(1)の表を次のように改める。

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者								合議先	備考
		知事	専決権者						受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長		
農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成６年法律第46	(1)　基本方針の策定及び変更（法第４条第１項及び第５項）			○						関係する部局長	
	(2)　(1)の事項以外の法に関すること。					○					

号。以下この項において「法」という。）に関する事務											

別表第3の6の(2)中「公共交通課」を「交通運輸政策課」に改め、同表の6の(2)を同表の6の(4)とし、同表の6の(1)の次に次のように加える。

(2)　中山間地域対策課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者								合議先	備考
		知事	専決権者						受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長		
1　過疎地域自立促進特別措置法（以下この項において「法」という。）に関する事務	(1)　過疎地域自立促進方針の作成（法第5条第1項及び第4項）	○								関係する部局長	
	(2)　過疎地域自立促進都道府県計画の作成及び変更（法第7条第1項及び第5項）	○								〃	
2　離島振興法（昭和28年法律第72号）に関する事務	離島振興計画の策定及び変更（離島振興法第4条第1項及び第10項）		○							〃	
3　半島振興法（昭和60年法律第63号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1)　半島振興対策実施地域の指定の申請（法第2条第1項及び第2項）	○								〃	
	(2)　半島振興計画の作成及び変更（法第3条第1項、第3項及び第5項）		○							〃	
4　山村振興法（昭和40年法律第64号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1)　振興山村の指定の申請（法第7条第1項及び第2項）	○								〃	
	(2)　山村振興基本方針の作成及び変更（法第7条の2第1項及び第6項）		○							〃	
	(3)　山村振興計画の作成及び変更に係る同意（法第8条第1項及び同条第4項において準用する同条第1項）					○				農業政策課長	
	(4)　(1)から(3)までの事項以外の法に関すること。					○					

(3)　鳥獣対策課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者								合議先	備考
		知事	専決権者						受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長		
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88	(1)　鳥獣保護事業計画の作成及び変更（法第4条第1項及び第4項）			○							
	(2)　特定鳥獣保護管理計画の作成及び変更（法第			○							

号。以下この項において「法」という。）に関する事務	7条）										
	(3)　狩猟鳥獣の捕獲等の禁止及び制限（法第12条第2項及び第3項）			○							
	(4)　特定鳥獣が狩猟鳥獣である場合の狩猟期間の延長（法第14条第2項）			○							
	(5)　特定鳥獣の捕獲等の禁止及び制限の解除（法第14条第3項）			○							
	(6)　鳥獣保護区の特別保護地区の指定、特別保護地区の区域内における水面の埋立て等の行為の許可、違反者に対する行為の中止命令及び違反者等に対する現状回復等の措置命令並びに当該違反者等を確知することができないときの原状回復等の措置の執行並びに鳥獣保護区の区域内での施設の設置等による損失の補償（法第29条第1項及び第7項、第30条第2項及び第3項並びに第32条第1項及び第3項）			○							
	(7)　狩猟免許の取消し及び効力の停止（法第52条）			○							
	(8)　猟区における狩猟の管理に係る認可及び猟区の認可の取消し（法第68条第1項及び第72条第1項）			○							
	(9)　猟区の維持管理に関する事務の受託者の指定（法第73条第2項において読み替えて準用する同条第1項）			○							
	(10)　高知県の事務処理の特例に関する条例（平成12年高知県条例第7号）により知事の権限に属する事務のうち市町村が処理することとした事務に関する当該市町村に対する必要な指示（法第79条第2項）			○							
	(11)　鳥獣保護区の特別保護地区の区域内における許可を要する行為に係る区域及び期間の指定（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第391号）第2条）			○							
	(12)　(1)から(11)までの事項以外の法に関すること。					○					

別表第3の7の(1)の表6の項から9の項までを削り、同表の7の(2)の表4の項中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改め、同表の7の(2)の表4の(1)の項中「認定経営資源活用新事業計画」を「認定中小企業経営資源活用計画」に、「第23条第2項」を「第32条第4項」に改め、同表の7の(3)の表に次のように加える。

3　高知工業技術センターに関する事務	(1)　利用の許可等（高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例（平成2年高知県条例第5号。以下この項において「条例」という。）第3条第1項、第2項及び第5項）								○		高知県工業技術センター所長
	(2)　利用の許可の取消し等（条例第4条第1項）								○		〃
	(3)　使用料及び手数料の減免（条例第7条）								○		〃

	（4）　使用料及び手数料の還付（条例第８条ただし書）								○		〃
	（5）　企業化支援研究室の改造及び模様替えの承認（条例第10条ただし書）								○		〃
	（6）　利用時間の変更（高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成２年高知県規則第16号。以下この項において「規則」という。）第２条第２項）								○		〃
	（7）　特別の機械器具の設置及び機械器具の変更の許可（規則第12条第１項ただし書）								○		〃
	（8）　施設等の損壊及び滅失の届出の受理並びにこれに対する指示（規則第14条第１項）								○		〃
4　高知県立紙産業技術センターに関する事務	（1）　利用の許可等（高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例（平成７年高知県条例第６号。以下この項において「条例」という。）第３条）								○		高知県立紙産業センター所長
	（2）　利用の許可の取消し等（条例第４条第１項）								○		〃
	（3）　使用料及び手数料の減免（条例第７条）								○		〃
	（4）　使用料及び手数料の還付（条例第８条ただし書）								○		〃
	（5）　利用時間の変更（高知県紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成７年高知県規則第27号。以下この項において「規則」という。）第２条第２項）								○		〃
	（6）　特別の機械器具の設置及び機械器具の変更の許可（規則第12条ただし書）								○		〃
	（7）　施設等の損壊及び滅失の届出の受理並びにこれに対する指示（規則第14条第１項）								○		〃
5　高知県海洋深層水研究所に関する事務	海洋深層水の有料分水に伴う契約事務に関すること。								○		高知県海洋深層水研究所長
6　商工労働部に属する試験研究機関に係る試験研究等実施要綱及び研究契約に関する事務	（1）　共同研究契約、受託研究契約、委託研究契約及び契約に伴う申請、報告等に関すること。			○							
	（2）　（1）のうち軽易又は定例的なもの					○					
	（3）　試験研究の実施に関する事務的な確認事項								○		試験研究を実施する機関長

別表第３の７の（4）の表３の（2）の項中「第39条の３」を「第51条」に改め、同表の７の（6）の表４の（2）の項中「事業主」を「事業主等」に改め、同表の７の（6）の表４の（5）の項中「（4）」を「（6）」に改め、同項を同表の７の（6）の表４の（7）の項とし、同表の７の（6）の表４の（4）の項を同表の７の（6）の表４の（6）の項とし、同項の前に次のように加える。

（5）　技能検定の実施（法第46条第２項）							○			高知県立高知

										高等技術学校長

別表第3の7の(6)の表4の(3)の項を同表の7の(6)の表4の(4)の項とし、同表の7の(6)の表4の(2)の項の次に次のように加える。

(3)　職業訓練指導員免許に関すること。(法第28条から第30条まで)							○			高知県立高知高等技術学校長

別表第3の7の(6)の表5の(1)の項中「第1条第3項」を「第1条第4項」に改め、同表の7の(6)の表5の(2)の項中「第5条」を「第6条」に改め、同表の7の(6)の表5の(9)の項中「(8)」を「(9)」に改め、同項を同表の7の(6)の表5の(10)の項とし、同表の7の(6)の表5の(8)の項の次に次のように加える。

(9)　民間教育訓練機関に委託して行う訓練の実施に関すること。								○		高知県立高等技術学校長（高知県立中村高等技術学校にあっては、高知県立高知高等技術学校長に合議する。）

別表第3の7の(6)の表7のアの項を次のように改める。

ア　高知県立高等技術学校の訓練生以外の者に係るもの								○		高知県立高知高等技術学校長

別表第3の8を次のように改める。

8　観光振興部各課

(1)　観光政策課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者								合議先	備考
		知事	専決権者						受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長		
1　旅行業法（昭和27年法律第239号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1)　旅行業及び旅行業者代理業の登録（法第3条及び第24条）			○							
	(2)　旅行業者及び旅行業者代理業者に対する業務改善命令（法第18条の3第1項及び第24条）			○							
	(3)　旅行業者及び旅行業者代理業者の業務の停止命令及び登録の取消し（法第19条第1項及び第2項並びに第24条）			○							
	(4)　旅行業者及び旅行業者代理業者の登録の抹消（法第20条第1項及び第2項並びに第24条）			○							
	(5)　(1)から(4)までの事項以外の法に関すること。					○					
2　通訳案内士法（昭和24年法律第210号）に関する事務	通訳案内士の登録その他の通訳案内士法に関すること。					○					

3　国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1)　登録ホテル業を営む者に対する施設の改善等の必要な措置の指示並びに指示を行った旨及び当該指示の内容の観光庁長官への通知（法第12条第２項及び第３項）			○							
	(2)　登録ホテル業を営む者に対する管理方法の改善等の必要な措置の指示並びに指示を行った旨及び当該指示の内容の観光庁長官への通知（法第13条第２項及び第３項）			○							
	(3)　登録ホテル業を営む者からの報告の徴収及び登録ホテル等への立入検査（法第44条第１項及び第３項）					○					

(2)　地域観光課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者								合議先	備考
		知事	専決権者						受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長		
高知県立足摺海洋館に関する事務	(1)　休館日の変更等（高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例（昭和49年高知県条例第46号。以下この項において「条例」という。）第２条ただし書）			○							
	(2)　入場料の減免（条例第５条）			○							
	(3)　高知県立足摺海洋館の施設及び資料等の損傷及び亡失による損害の認定（条例第７条）			○							
	(4)　運営業務の委託			○						財政課長	
	(5)　(1)から(4)までの事項以外の高知県立足摺海洋館に関すること。					○					

別表第３の９の(2)の表１の項中「所有権の移転等」を「転用等」に改め、同表の９の(7)の表18の(13)の項中「第21条ただし書」を「第21条第１項ただし書」に改め、同表の９の(7)の表中20の項を削り、21の項を20の項とし、22の項を21の項とし、23の項を22の項とし、24の項を23の項とし、25の項を24の項とし、26の項を25の項とし、同表の10の(2)の表１の(2)の項中「第５条第１項及び第４項」を「第５条第１項及び第５項」に改め、同表の10の(2)の表１の(5)の項中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同表の10の(2)の表１の(6)の項中「(5)」を「(6)」に改め、同項を同表の10の(2)の表１の(7)の項とし、同表の10の(2)の表１の(5)の項の次に次のように加える。

(6)　森林施業計画の変更の認定、変更に関する通知及び認定の取消し並びに森林施業計画に係る森林の伐採等の届出並びに死亡、合併による解散及び分割の場合の届出の受理（対象とする森林の所在地が２以上の市町村にわたり一の林業事務所（林業振興事務所を含む。）の所管区域を超えないものに限る。）（森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）附則第８条及び法第19条第１項第１号）							○			〃

別表第３の10の(3)の表１の(2)の項中「高性能林業機械等整備事業費補助金」を「高性能林業機械等整備事業費補助金（レンタルタイプに係るものを除く。）」に改め、同表の10の(3)の表１の項に次のように加える。

(3)　(1)及び(2)の事項以外の森の工場活性化対策事業に関すること。					○						

別表第3の10の(3)の表2の項を削り、同表の10の(3)の表3の(1)の項中「〃」を「林業事務所長（高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の所管区域内でのものにあっては、高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所長に委任する。）」に改め、同表の10の(3)の表3の項を同表の10の(3)の表2の項とし、同表の10の(3)の表4の項を同表の10の(3)の表3の項とし、同項の次に次のように加える。

4　森林資源再生支援事業に関する事務	事業に係る検査に関すること。								○		〃

別表第3の10の(3)の表8の項中「及び第20条ただし書」を削り、同表の10の(4)の表6の項を次のように改める。

6　地域林業総合支援事業に関する事務	(1)　事業（広域活動団体が実施する事業を除く。）に係る補助金に係る内示、交付決定、検査、支払及び確定に関すること。								○		林業事務所長（高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の所管区域内の事項にあっては、高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所長に委任する。）
	(2)　(1)の事項以外の地域林業総合支援事業に関すること。					○					
9　木質資源利用促進事業に関する事務	(1)　事業に係る補助金に係る内示、交付決定、検査、支払及び確定に関すること。								○		林業事務所長（高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の所管区域内の事項にあっては、高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所長に委任する。）
	(2)　(1)の事項以外の木質資源利用促進事業に関すること。					○					
10　製材用原木増産支援事業に関する事務	(1)　事業のうち作業道開設等に係る補助金に係る内示、交付決定、検査、支払及び確定に関すること。								○		林業事務所長（高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の所管区域内

別表第3の10の(4)の表7の項中「〃」を「林業事務所長（高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の所管区域内の事項にあっては、高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所長に委任する。）」に改め、同表の10の(4)の表に次のように加える。

											の事項にあっては、高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所長に委任する。）
	（2）　（1）の事項以外の製材用原木増産事業に関すること。					○					
11　県産材加工力強化事業に関する事務	（1）　事業に係る補助金に係る内示、交付決定、検査、支払及び確定に関すること。								○		林業事務所長（高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の所管区域内の事項にあっては、高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所長に委任する。）
	（2）　（1）の事項以外の県産材加工力強化事業に関すること。					○					

別表第３の10の（7）の表８の（4）の項中「第８条第３項」を「第８条第２項」に改め、同表の11の（2）の表２の（8）の項中「許可」を「許可（砂利採取法（昭和43年法律第74号）に基づく砂利の採取に係るものを除く。）」に改め、同表の11の（2）の表７の（5）の項中「第22条」を「第23条」に改め、同表の12の（3）の表16の項を次のように改める。

16　高知県公共用財産管理条例（平成12年高知県条例第26号。以下この項において「条例」という。）に関する事務	（1）　公共用財産の使用等の許可（砂利採取法に基づく砂利の採取に係るものを除く。）（条例第３条）								○		土木事務所長
	（2）　公共用財産の使用等に係る国及び地方公共団体からの協議（砂利採取法に基づく砂利の採取に係るものを除く。）（条例第４条）								○		〃
	（3）　公共用財産の使用等の許可の期間の更新の許可（砂利採取法に基づく砂利の採取に係るものを除く。）（条例第５条第２項）								○		〃
	（4）　公共用財産の使用等の許可事項の変更の許可（砂利採取法に基づく砂利の採取に係るものを除く。）（条例第６条第１項）								○		〃
	（5）　公共用財産の使用等の国及び地方公共団体との協議事項の変更の協議（砂利採取法に基づく砂利の採取に係るものを除く。）（条例第６条第２項）								○		〃
	（6）　公共用財産の使用等の許可により生じた権利義務の移転及び貸付けの許可並びに公共用財産の使用等の許可を受けた者								○		〃

	の地位の承継の届出の受理（砂利採取法に基づく砂利の採取に係るものを除く。）（条例第７条）										
	(7)　公共用財産の使用等の許可の取消し及び条件の変更並びに必要な措置の命令（砂利採取法に基づく砂利の採取に係るものを除く。）（条例第８条）							○		〃
	(8)　公共用財産の使用等の許可に係る使用料等の徴収（砂利採取法に基づく砂利の採取に係るものを除く。）（条例第９条）							○		〃
	(9)　使用料等の減免（砂利採取法に基づく砂利の採取に係るものを除く。）（条例第10条）							○		〃
	(10)　使用料等の還付（砂利採取法に基づく砂利の採取に係るものを除く。）（条例第11条ただし書）							○		〃
	(11)　砂利採取法に基づく砂利の採取に係る(1)から(10)までの事項　ア　手掘りに係るもの（(7)の事項に係るもので、条例第８条第２項第３号に掲げる場合を除く。）							○		〃
	イ　新規採取地に係るもの及び重要なもの（(1)及び(4)の事項に係るものに限る。）		○							
	ウ　ア及びイ以外のもの					○				
	(12)　過料を科すること。（条例第12条）			○						

別表第３の12の(3)の表19の項中「昭和43年法律第74号。」を削り、同表の12の(3)の表20の(1)の項中「許可」を「許可（砂利採取法に基づく砂利の採取に係るものに限る。）」に改め、同表の12の(3)の表21の(1)の項中「の徴収」を「の徴収（砂利採取法に基づく砂利の採取に係るものに限る。）」に改め、同表の12の(3)の表22の(1)の項中「許可」を「許可（砂利採取法に基づく砂利の採取に係るものに限る。）」に改め、同表の12の(4)の表１の(9)の項中「許可」を「許可（砂利採取法に基づく砂利の採取に係るものを除く。）」に改め、同表の12の(4)の表２の(1)の項中「徴収」を「徴収（砂利採取法に基づく砂利の採取に係るものを除く。）」に改め、同表の12の(6)の表６の項中「第７条の18第１項」を「第16条第１項」に改め、同表の12の(9)の表中13の項を14の項とし、12の項を13の項とし、11の項の次に次のように加える。

12　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に関する事務	長期優良住宅の普及の促進に関する法律に関すること。					○					

別表第３備考５中「会計指導監」を「会計支援推進監」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。